公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会定款第43条の規定に基づき、寄附 金取扱規程を次のように定める。

令和5年3月9日

公益財団法人防衛大学校学術·教育振興会 理事長 岡 﨑 匠

## 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会(以下「本会」という。)が寄附者から受領する寄附金の取扱いに関し、必要な事項について 定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄附金とは、本会が行う公益目的事業等に要する経費 に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する金銭又はその他の財 産をいう。

(寄附金の種類)

- 第3条 本会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。
  - ① 一般寄附金
    - ア 寄附者が使途を特定せずに寄附をした寄附金(イの会費を除く。)
    - イ 会費(会員規則第8条の「会費」をいう。)
  - ② 特定寄附金
    - ア 寄附者が寄附の申込みをするに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附 金 (イの研究助成金を除く。)
- イ 研究助成金 (研究助成金管理規則第2条の「研究助成金」をいう。) (寄附金の募集等)
- 第4条 本会は、常時寄附金を募り、受け入れることができる。
- 2 一般寄附金については、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度 の公益目的事業に使用するものとする。ただし、一般寄附金の全部又は一部を 定款第5条第2項の基本財産に繰り入れたとき又は繰り入れを予定していると きは、当該金額については、毎事業年度における合計額に含まないものとす

る。

3 特定寄附金については、管理経費を控除した残額の総額を、定款第4条に定める事業に使用するものとする。この場合、管理経費は特定寄附金の30%以下でなければならない。

(寄附金の申込み及び受入れ)

- 第5条 本会は、寄附者から一般寄附金(会費を除く。以下この条において同じ。)及び特定寄附金(研究助成金を除く。以下この条において同じ。)の申込みがあったときは、その内容を確認しなければならない。
- 2 前項の一般寄附金及び特定寄附金の申込みがあったときは、その受入れについて、理事長の承認を受けなければならない。
- 3 本会は、前項の規定により、一般寄附金及び特定寄附金の申込みを受け入れることになったときは、当該寄附者に連絡するとともに、「寄附金申込書」(別紙様式第1(一般寄附金)、別紙様式第2(特定寄附金))の提出を求めるものとする。

(領収書等の送付)

- 第6条 本会は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し速やかに「領収書」 (別紙様式第3)等を送付するものとする。
- 2 前項に定める領収書には、本会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額 及び受領年月日等を記載するものとする。

(受領の制限)

- 第7条 本会は、寄附金が次の各号に該当するとき又はそのおそれがあると認め られるときは、当該寄附金の受領を辞退することができる。
  - ① 法令その他に抵触し、又はそのおそれがある場合
  - ② 第3条第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める本会の目的の達成に資するものでない場合
  - ③ 前2号に掲げる場合のほか、寄附金について、これを受け入れることにより本会に著しい資金の負担が生じる等本会の業務の遂行上支障があると認められる場合及び本会がこれを受け入れるには社会通念上不適当であると認められる場合

(寄附者に対する顕彰)

第8条 本会は、寄附者に対する謝意を表するため、寄附者の同意を得て氏名等をホームページに掲載するとともに、一定額以上の寄附を行った者に対し、感

謝状の贈呈等を行うことができる。

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄附金については、別に定める情報公開規程に基づき、 事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 本会は、寄附者に関する個人情報について、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。 (委任等)
- 第11条 他の規則に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。
- 2 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。 (改廃)
- 第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「別紙省略」